

京都市告示第 4 2 3 号

京都市元離宮二条城条例第 2 条及び第 5 条の規定に基づき，元離宮二条城の開城時間，休城日及び入城料を，また京都市元離宮二条城条例施行規則第 1 条の規定に基づき，元離宮二条城の入城受付時間を次のとおり一部変更します。

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

京都市長 門川 大作

1 変更する日

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日から同月 2 8 日まで及び平成 2 9 年 1 月 1 日から同月 4 日まで開城する。

2 開城時間，受付時間

開城時間を午前 1 0 時から午後 4 時までとし，受付時間を午前 1 0 時から午後 3 時までとする。

なお，二之丸御殿については公開しない。

3 入城料

当該期間の入城料を一般個人 4 0 0 円（通常 6 0 0 円），一般団体 4 0 0 円（同 5 0 0 円）及び中高生 2 0 0 円（同 3 5 0 円）に減額する。

なお，小学生の入城料については減額しない。

（元離宮二条城事務所）